

平成30年度 南房総市地域公共交通活性化協議会事業報告

○会議開催

月日	内容
H30. 7. 25 (水)	第1回 法定協議会 (於：南房総市役所別館1大会議室) (1) 役員の選出について 【協議第1号】 (2) 平成29年度協議会事業報告について 【協議第2号】 (3) 平成30年度協議会事業計画(案)について 【協議第3号】 (4) 南房総市地域公共交通再編実施計画について 【協議第4号】 (5) 白浜千倉線の運行計画の変更(案)について 【協議第5号】 (6) 市営路線バス(富山線)について 【協議第6号】 (7) 市営路線バス(丸山線)、(北三原線)について 【報告第1号】 (8) 運転免許証自主返納手数料等助成制度について 【報告第2号】
H30. 11. 25 (木)	第2回 法定協議会 (於：南房総市役所別館1大会議室) (1) 白浜千倉線及び白浜亀田線について 【協議第7号】 (2) 白浜千倉線運行計画の変更(案)について 【協議第8号】 (3) 館山市への地域公共交通会議合同設置の申入れについて 【協議第9号】 (4) 市営路線バス北三原線について 【協議第10号】
H31. 2. 14 (木)	第3回 法定協議会 (於：南房総市役所別館1大会議室) (1) 白浜亀田線について 【報告第3号】 (2) 白浜千倉線及び館山千倉線の運行計画について 【協議第11号】 (3) 豊房線について 【報告第4号】 (4) 南房総市地域公共交通網形成計画について 【協議第12号】 (5) 館山市との地域公共交通会議の合同設置及び合同計画について 【報告第5号】

○主な事業報告

①館山白浜千倉線について

「白浜千倉線」「白浜亀田線」「館山千倉線」の3路線の再編について協議を行った結果、「白浜千倉線」と「館山千倉線」を一部のルート変更を伴う路線統合を行い、3月16日より「館山白浜千倉線」として館山駅～安房白浜間を5往復、千倉駅～安房白浜間を6往復の計11便を運行することとなりました。また、「白浜亀田線」は、前記路線で千倉駅での乗り継ぎを考慮し、利用者減少に伴い廃止となりました。

②市営路線バス北三原線について

丸山・和田地区の学校再編に伴い、嶺南学園まで北三原線を路線延長する計画について提案し、バス利用者の要望により、鴨川・館山方面へ乗り継ぎできるバス停として、「古川十字路」と、商業エリアで買い物ができるバス停として国道410号沿いに「加茂交差点」、終点・始発となるバス停として市道丸山106号線沿いに「嶺南学園」を新設しました。

③館山市との地域公共交通会議の合同設置及び合同計画について

館山市と一体となった公共交通網を計画的に再編することは、公共交通の利便性と効率性を高めていくことにもつながります。また、当市の地域公共交通網再編実施計画の認定に向けての調整の中で、国より生活圏である館山市を計画区域に入れ、面的な再編を進めるようアドバイスを受けていることもあり、平成30年10月に合同設置及び合同計画の策定について、申し入れを行い、翌月に館山市より同意の回答を得ました。その後、県の職員を交えた協議を継続的に行いました。

令和元年度 南房総市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

（１）事業実施における考え方

平成 29 年度より地域公共交通再編実施計画の事業認定へ向けた、関東運輸局をはじめ関係機関との協議・調整を実施してきた。その中で、再編実施計画の肝である「利用実態に合わせた面的な再編」のために路線の沿線市である館山市との緊密な連携をとることについて計画に盛り込むことが必要となった。そのため、合同の網形成計画策定及び交通会議の設置を館山市に申し入れ、合意を得た。館山市は地域公共交通網形成計画を令和元年度中に策定するため、南房総市の網形成計画の改訂版及び合同の網形成計画策定に向けた事業の実施及び調整をするものとする。

（２）主な事業計画

- ①南房総市地域公共交通網形成計画の検証及び改訂版の策定について
 - ・ 5 ヶ年計画の最終年度に当たるため、これまでの計画の検証を行う
 - ・ 次期計画について、改訂版の協議・策定を行う

- ②館山市との合同会議及び合同網形成計画策定について
 - ・ 合同会議（地域公共交通活性化協議会）を設置・開催する
 - ・ 合同網形成計画策定に向けた調査事業の実施（国庫補助の活用）

提案仕様書(案)

1 委託業務名

南房総市地域公共交通網形成計画作成に係る調査業務

2 基本条件

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月 日()
- (2) 委託内容 計画策定に係る一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定

3 業務対象地域

調査対象地域は、南房総市全域とする。

(但し、調査にあたり、効果的と判断する場合においては、これに限定するものではない。)

4 業務内容

(1) 平成27年度策定南房総市地域公共交通網形成計画の効果検証

- ①利用者アンケート調査(利用者の満足度含む)
- ②市民アンケート調査(高齢者の外出回数含む)
- ③各実施事業の評価
- ④本計画の評価

(2) 地域公共交通の現状把握

①南房総市の現況

- ・既存資料を活用し、社会的条件(人口動態、通勤通学流動等)、道路基盤等の状況、施設分布状況、地域公共交通(スクールバス、外出支援タクシー、ボランティア輸送等を含む)の状況等、南房総市の現況について調査し、計画策定のための基礎資料としてとりまとめる。
- ・また、広域的な公共交通ネットワークの連携を考慮し、隣接市町の地域特性や地域交通の状況も併せて把握する。

②まちづくりの方向性と施策

- ・まちづくり等(観光、環境、教育、福祉、建設)の地域戦略との一体性の確保するため、総合計画等の上位計画及び関連計画におけるまちづくりの方向性、地域活性化事業、交通弱者への移動支援等の考え方、観光振興施策等について整理・把握する。
- ・併せて、国・千葉県における公共交通施策についても把握する。

③市民生活の実態

- ・市民アンケートを活用し、公共交通の利用実態や広域的な移動ニーズを把握するとともに、今後の公共交通利用促進の取組みを前提とした地区別意見交換会(3地区程度)を実施する。

④地域公共交通に関する課題

- ・上記を踏まえ、南房総市における地域公共交通の問題点及び課題を抽出する。

(3) 交通結節点の再検討

- ・南房総地域における長大で不採算な公共交通を、持続可能で効率性に適った体系へ形成するにあたり、乗り換えの拠点としての交通結節点にかかる調査・検討を行う。

(4) 地域に適した交通体系の再検討

- ①南房総市における望ましい公共交通網のあり方

- ・地域内の全ての公共交通が担う役割・機能、ターゲットを明確にし、南房総型公共交通ネットワークを提案するとともに、その実現に向けた基本方針(あり方)を以下の観点から設定する。
 - まちづくり戦略事業との連携
 - 生活圏に応じた隣接市町との総合的な公共交通ネットワーク形成
 - 広域移動ニーズに対応した二次交通ネットワークサービス設定
 - 地域特性に応じた多様な交通サービス(鉄道、高速バス、フェリー、バス、タクシー等)の組み合わせ
 - 関係者の役割と責務の明確化
- ②期待される効果及びルール・基準の検討
 - ・施策が実施された場合の効果検証及び今後 PDCA に基づきモニタリング・見直していくために具体的で可能な限り数値化したルール・基準等について検討する。特に市が運行するコミュニティバス等については、真にカバーすべきエリアか、乗車率・収支率における一定の基準を、地域住民と共に検討する。

(5) 地域公共交通網形成計画の取りまとめ

- ・(2)～(4)の調査によって得られた課題・分析結果などをとりまとめ、地域公共交通網形成計画策定に向けた提案を行う。
- ・検討にあたっては、各種交通手段相互の連携に配慮するとともに施策の実現に向けた各関係者の役割分担と責務を明確にし、重点的に取り組むべき施策について検討する。
- ・特に三芳・丸山地区等については、再編実施計画策定時に検討した平群線・丸線の見直しに併せた新しい運行システムについて再検討する。
- ・他地域を参考とした公共交通利用促進に向けた周知方法の提案。
- ・以上を地域公共交通網形成計画としてとりまとめる。

(6) 打合せ協議

- ・業務にあたり南房総市企画財政課担当職員との間で適時に十分な打合せを行うとともに、作業の進捗を図るものとし、事務局は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。また、定期的な打合せ会議を現地において行うこととする。

5 成果物

調査報告書一式 10部(各種調査結果報告書、分析資料等)

南房総市地域公共交通網形成計画書の完成電子データ

(ワード・エクセル版、PDF 版)

全成果品の電子データ(ワード・エクセル版、PDF 版)

その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

千葉県南房総市富浦町青木28

南房総市総務部企画財政課

7 活用データ等

- ・本仕様書記載事項以外に、当該地域で実施することが望ましい調査がある場合は、見積もり金額を超えない範囲において提案を行うことが出来る。
- ・本調査の実施にあたっては、「第2次南房総市総合計画」(平成30年度南房総市策定)、「南房総市地域公共交通網形成計画」(平成27年度南房総市)、「移動困難者調査・対策事業業務

取りまとめ報告書」(平成30年度千葉県)の策定に使用したアンケート等のデータを活用することが出来る。

8. 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、南房総市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

南房総・館山地域公共交通活性化協議会の立ち上げについて

R1.7.26 現在

1. これまでの経緯

- ・平成 30 年 10 月、館山市に対し、生活圏を共にする2市が合同で地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通網を一体的に再編することで、公共交通の利便性や効率性が向上すると考えられるため合同で公共交通会議を設置し、地域公共交通網形成計画を策定することを申し入れ、同年11月に館山市から上記申し入れに対し同意する旨の回答を得た。
- ・平成 30 年第 2 回協議会において上記内容を報告し、今後協議をすすめていくことで承認された。
- ・平成 31 年 2 月の館山市地域公共交通会議において、報告され、今後協議を進めていくことで承認された。
⇒その後、県の職員を交え館山市の担当者との協議を行っています。

2. 館山市との合同会議、合同計画の策定を行う目的

館山市と一体となった公共交通網を計画的に再編することは、公共交通の利便性と効率性を高めていくことにもつながること、現在、地域公共交通網再編実施計画の国による認定に向けて調整しており、国からは、生活圏である館山市を計画区域に入れ、面的な再編を進めるようアドバイスを受けていること。

3. 協議会及び合同計画策定に向けて

①合同の地域公共交通活性化協議会委員構成案

- ・協議会の会長を千葉県交通計画課長、副会長に2市の副市長、学識経験者2名ほか合計23名の委員に参画していただく予定。

②協議会の事務局

- ・南房総市企画財政課にて立ち上げ当初は担当することとし、事務局期間等は今後の協議とします。

③今年度を実施する事業内容

- ・南房総市内を中心とした公共交通に関する調査事業
※館山市域は、平成30年度に単独で調査事業実施済み

④合同の公共交通に関する計画(広域版)策定

- ・令和2年度末までに2市合同の地域公共交通網形成計画を策定予定

4. 今後のスケジュール案(今後の協議により変更となる場合もあります)

- ・ 8月中:最終調整完了
- ・ 9月上旬:第1回合同協議会開催
- ・ 11月上旬:南房総市調査業務着手
- ・ 1月下旬:第2回合同協議会開催
- ・ 3月下旬:南房総市調査事業完了
- ・ 4月～(令和2年度):2市合同公共交通網形成計画策定準備着手

南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、南房総市及び館山市の区域内において地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、当該地域における需要に応じたバス交通の構築、バスその他の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（名称及び事務所の位置）

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会
- (2) 事務所の位置 事務局を担う市役所所在地
（担当事務）

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る必要な協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会は、前項に定める者のほか交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長）

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

（副会長）

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、南房総市総務部企画財政課又は館山市総合政策部企画課が担う。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、南房総市・館山市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する規約第7条の委員がこれを行う。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 月 日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

別表1(第4条関係)

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	千葉県
	南房総市
	館山市
法第6条第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅
	一般社団法人千葉県バス協会
	館山日東バス株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店
	一般社団法人千葉県タクシー協会
	南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表
	一般社団法人千葉県トラック協会
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体
	安房土木事務所調整課
	安房土木事務所調整課
法第6条第2項第3号	住民利用者
	国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課
	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送)
	館山警察署交通課
	学識経験者
事務局	南房総市総務部企画財政課
	館山市総合政策部企画課

南房総・館山地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）

R1.7.26 現在

	役 職 名	氏 名
1	千葉県総合企画部 交通計画課長	三林 直慶
2	南房総市副市長	嶋田 守
3	館山市副市長	田中 豊
4	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅長	鈴木 康彦
5	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
6	館山日東バス株式会社 代表取締役社長	平野 直
7	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店長	竜崎 広幸
8	鏡浦自動車株式会社 代表取締役	山田 幸生
9	南房タクシー株式会社 取締役	鈴木 義和
10	一般社団法人千葉県トラック協会 常務理事	池田 和弘
11	館山日東バス株式会社 互助会代表	石井 丈司
12	安房土木事務所 調整課長	佐野 成寿
13	南房総市住民・利用者代表(富山地区)	高橋 佐一
14	南房総市住民・利用者代表(白浜地区)	本橋 清一
15	館山市住民・利用者代表(連合会長・長須賀区連合町内会長)	石井 久治
16	館山市住民・利用者代表(連合副会長・船形地区連合区長会長)	大和地 紀昭
17	国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課長	村田 智紀
18	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	飯塚 孝廣
19	館山警察署 交通課長	森田 雅貴
20	安房道の駅連絡会会長	鈴木 賢二
21	館山市社会福祉協議会事務局長	西川 隆
22	NPO 法人まちづくり支援センター代表理事	為国 孝敏
23	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝幸